

翻 訳

カールトン具申書（翻訳）  
—植民地期インドのクールー地方の森林行政に抗して—

吉 住 知 文

ここに訳出するのは、1887年に、北インドのクールー地方のセラージ(Seraj)に住んでいたアメリカ人宣教師、カールトン (M.B. Carleton) 博士がパンジャブ財務局長 (First Financial Commissioner, Punjab) に宛てた具申書である。カールトンの経歴などについては、よく分かっていない。少なくとも、筆者のこれまでの史料調査では、それを知ることができるものが見つからない。

カールトンは1887年にパンジャブ財務局長あてに3通の具申書を出した。それらは、クールー地方の森林行政が、住民に多くの困難をもたらしており、その改善を求める内容になっている。そこに記述された住民の困難や森林行政の問題点は、住民の生活に無知な、政策決定権をもつイギリス人森林官僚の言説と異なり、住民と生活をともにする知識人により、住民の目線で、具体的、客観的に分析されており、クールーの初期森林行政のみならず、インド森林政策史に関する一級の史料であると筆者は考える。

その、史料的重要性とカールトンの思いを日本語として記録に残すために、ここに、その具申書の最初の1通(1887年8月19日付)の訳出を試みた。具申書の出典は、Punjab Government Civil Secretariat, *File No. 15, Forest, Proceedings for April 1894, Nos. 30-121, Part A, Subject. Report on the Forest Settlement of Kulu, Kangra District*, Punjab Government Civil Secretariat, 1894 (Himachal Pradesh State Archives, Bundle No. 21, Serial No. 321, File 10 (46) II) によった。なお、訳文中の [ ] 内は、訳者が補ったものである。

\*\*\*\*\*

住民が申し立てようとしていることに関連して、私の観察で明らかになったいくつかの事柄を付け加えることをお許し願いたい。

第1——ネディー (Nedi) 上方の、一本の大きな松を含む、140本の松がだめになった森林火災について。そのような「焼けた」松は存在しないし、火災は、われわれと何人かの土地所有者のものである古い野原と、サボテンのみしかない岩棚を焼いたに過ぎないという私の陳情に基づき、郡長は、その事件を科料なしで処理した。

第2——今年のダラシュ (Dalash) 近くの火災では、草のみの小さな地域が、反対側が森林になっている稜線まで燃えた。雪があったのと、住民の努力のおかげで、この稜線までの火災で済み (私はその場所を見た)、16本の木を焦がしただけで一本も枯死しなかったし、それらの木は、私が先週の月曜日に見たところ、今日まで全て生きている。

第3——今年のダラシュニ (Dalashuni) 近くの火災では、目で見える木は一本もない、まばらな草の斜面の大きな地域が焼けた。この件で、林務官 (forester) がどんな報告をしたのかも、正確にいくらの科料を科せられたのかも知らないが、ダラシュニの人たち聞いたところでは、400ルピーが科せられたという。

村人たちは、この科料の負担を喜んで払うつもりだという。というのは、今までは、羊や山羊などを死に至らすダニがいっぱいいる、枯れた草地に放牧しなければならなかったが、今度は柔らかい草が得られるので、それらの家畜を救うことができるからだという。私は、その後も、また他の場所でも、同様の感情が述べられるのを何度も聞いた。羊や山羊を所有する人たちや、少数の裕福な人たちは、自分たちの羊や山羊を救うために、毎年科料を払うことに耐えられるだろうが、それらの斜面に放牧する、羊や山羊、さらに牛さえも持たない貧しい人たちは、たとえどれだけ少なくとも、その科料の支払いに耐えられないだろう。同様の性格を持ついくつかの火災が、ダラシュニから遠くないところで起こったが、自分で見た火災以外は、よく知らない。

第4——私は、自分が所有する土地にあるアオマツ [*kail, Pinus Wallichiana (excelsa)*] を伐採した人が、そうする権利を持っているにもかかわらず、森林官によって通報され、郡役所に出頭を命じられたいくつかのケー

スを知っている。私は、経験から知っているのだが、そのようなケースでは多くの場合、その人が裕福なら、なにがしかのものを受け取ろうとして [すなわち賄賂をとろうとして]、6ヶ月あるいはそれ以上後に、郡役所にまた出頭を命じられることになるかと何度も脅される。あるケースでは、男が、自分の土地にあるアオマツを何本か伐採した。私はそこを実際訪ね、郡長にそれらの木は彼の土地にあることは明白なのだが、あなたが、収税官 (Patwari) に命じてその場に行かせて検証するのがベストだと報告したが、実際その通りに行われて、木は男の土地にあることが示された。同様のことが、私がアニ (Ani) をさる前に起こったが、その結果がどうなったかは、今のところ私は知らない。私の、[森林] 規則の理解では、土地所有者は、ヒマラヤスギ [deodar, *Cedrus deodara*] の場合は、政府への事前通告が必要だが、それを除いては、事前通告なしに自分の土地にあるいかなる木をも伐採する権利がある。これは正当な規則であるが、森林官たちが充分この規則を理解していないか、ここで述べるまでもないが、よくお分かりのことと思う動機のために、住民たちは際限なくトラブルに悩まされている。全てのそのようなケースでは、森林官が、自分の報告書とともに、郡の収税官の報告書を送付したり、森林官が、自分の報告書を書く前に、収税官からの報告書を受け取ることを要求されたりすべきではない。もし、収税官が、それらの木はその男の土地にあったものではないと言ったなら、森林官は報告すべき明白な犯罪とするだろうし、さもなくば、犯罪とはしないでしょう？。私はしばしば見ることがあるが、年老いた貧しい男が、郡役所まで出頭を命じられるのは非常に厳しいことなのである。ことによると、今年のように、ラホール (Lahoul)<sup>1)</sup>で行われた亜地区知事 [Assitant Commissioner] 裁判所に出頭を命じられこともあり、その時は、セラージの数百人の住民が、その時期には長期に家を空けられないにもかかわらず、ラホールに向くように命じられた。本年は、代理人を任命することを認めるという好ましい案が制度化された。これによって、多くの住民が出かける必要が亡くなるの

---

1) 現在のラホールアンドスピティー (Lahoul and Spiti) 県のラホール地区。ラホールのキーラン (Kyelang) と仮定すると、セラージのどこからか不明だが、セインジ (Sainji) からだと直線的な道のりで、およそ150キロメートル離れている。

だが、しばしば、彼らはこの利点を利用できない。私は、今年、500人以上の住民が、セラージから遙か離れたマナリー (Manali) まで<sup>2)</sup>行くのを見たが、そのほとんどは森林火災で出頭を命じられており、数名は代理人であったが、多くはそうではなかった。

第5——何マイルにもわたって拡がる草地の野焼きが禁じられたために<sup>3)</sup>、かつて数千頭単位で羊や山羊が飼育されていたが、その殆どが消滅してしまった。その理由は、次の通りである。羊は、前年の残り物の、枯れた固い草を食べようとしないし、食べたとしても栄養にならない。というのは、冬の雨が草原の栄養素を洗い流してしまい、切り株状のものしか残らないからである。さらにこの枯れ草の中にはダニがいて、忽ち夥しい数が集まって羊や山羊に取り付き、直ぐに血を吸い尽くして死に至らすのである。昨年、自分たちの羊やブリッタンニー牛 (Brittany cattle) に無数のダニが取り付き、それを取り除くのに、大変苦勞した事例でも明かなのだが、そのような事例を何度も見たのである。われわれの羊と山羊は全て死んでしまい、われわれと似たような事例は、枚挙にいとまがない。村長の話では、この村 (Kothi) だけでも昨年545頭の山羊、544頭の羊、253頭の牡牛、266頭の雌牛が死んだ。特別な病気が流行ったわけではなく、これらの家畜の全ては、飢餓とダニの活動で死んだのである。この村のある男が、ひと月にもならぬほど前に話したところによると、彼はこの2、3年の間に600頭にもものぼる、全ての羊と山羊を失ってしまったという。これは、大変な損失である。羊や山羊は栄養のない枯れ草を食べようとしないし、家畜を救うための十分な飼料用生葉も手に入らない。ある男は、私に次のように言った。「私は、羊や山羊を救うために冬中生葉や枝打ちをして疲れきったが、にもかかわらず、相当多くの家畜を失った」と。また、村長 (Negi) によると、この数年間の家畜の損失は大きく、355頭の羊や山羊と牛300頭にのぼるといふ。バンジャール・メラー (Banjar Mela) では、セラージの人々は、かつては、[地元産の] 販売用の羊毛を得ることができたが、ここ何年かは全く得られずに、ラホールの羊毛のみが売られている。セラージの

2) セインジからだとする、直線的な道のりで約80キロメートル離れている。

3) この地域の野焼きの禁止については、[吉住 2001: 12-13]

多くの人たちがシムラ（Simla）へ羊毛を買いに行くのを、私自身が見たことがあるが、その時に、アニ（Ani）に住む人のためにも買っていた。私は、シムラへ行く時には、羊毛を買ってきてくださいと頼まれた。もし政府が、利益のためにわずかばかりの木を救うことで、将来クーラーの羊毛工業<sup>4)</sup>と山羊や牛を犠牲にしようと思っているのならば、現在行われていることは最良の方法であろう。私が、セラージについて知っていることは、疑いなく、全クーラーに当てはまる。

第6——雨季の間、敷藁や堆肥用のアオマツの刈り取りを認められている森林でも、規則に見合う大きな木がない<sup>5)</sup>。それで村人は、葉の採集と肥料作りをあきらめるか、小さな木から刈り取って罰金を科せられるしかない。しかし私が思うに、これはあまりにも厳格に法を適用しすぎている。さもなくば、別の動機による森林官の間違ったやり方<sup>6)</sup>のせいである。一度そのようなことがあると、それを恐れて誰も葉の採集に森林へ行く者はいなくなるという目に遭った男が2日後に私に次のように話した。「おれはもう葉の採集はできなくなった。おれの畑に撒く堆肥はどうやって作ればいいのか？。堆肥用の葉が手に入らなければどんな作物だって作れやしない。おれは村を出て行くしかない」。

第7——ファテプール（Fatehpur）村では、森林が閉鎖され<sup>7)</sup>、今

---

4) 現在でも、クーラー地方は、ショール、帽子、ブランケットなどの毛織物工業が盛んである。

5) 当時、策定が進められていた、クーラー保護林規則で、枝打ち可能な木の太さの条件が、最終的にはクーラーでは地上3ハット（hath。肘から指先までの長さで45～50センチメートル）で周囲2ハット以上、セラージでは周囲1ハット以上となったので、それに準じる規制が行われたのであろう [anonymous 1916：80-81]。

6) 賄賂の要求を指すと思われる。

7) 閉鎖（close）するとは、森林の用益権を停止することを意味するが、この地方では、放牧権を停止のみの場合が多い [吉住2001：25]。ここでは、その他の用益権も停止されたということである。

年およそ60家族が全ての「森林」用益権を停止され、木「を買い求めたり」や、牛のため<sup>8)</sup>に、マンディー (Mandi)<sup>9)</sup>に行かねばならなかった。ある男は、家を建てるために60本の小さなヒマラヤトウヒ [*Picea Morinda*] を申請したが、供与されたのはただの1本であったと言っている。また、アンダーソン (Anderson)<sup>10)</sup>によって権利を認められた森林からアオマツの供与を要求したとしても、家からなんマイルも離れた峠の上にある、周囲10~20フィートの木を1~2本与えられることになり、経験的に分かるとおり、彼らがとても払えないような膨大な費用をかけなければ、それを伐採して搬送することができない、と多くの者が不満を言っている。

第8——ラゴプール (Raghopur) の村長は、2つの火災が発生し、地税を払っている耕地の内の4~5パッタ (patta) が燃えたが、木は1本も焼けていない。1つは140ルピー、1つは10ルピーの罰金が科せられた。それぞれの火災に対して、多くの木がだめになったとの報告書が作成され、それらの土地に何の権利も有していない多くの人たちに罰金が科された。これは、アンダーソンによって規則化された森林に、何の権利も持っていない人たちが罰金を科されたことに対する不満で、一方、特定の土地に権利を持っている村は、しばしば、罰せられることがない。これは、今年、われわれの村で今年起こったので、私が個人的に知っているのである。

第9——ナラインガル (Naraingarh) 村で、いくつかの小さな火災があった。その内の一つでは、数種類の作物が焦げ、13本のヒマラヤトウヒがだめになり、30バルの草地が燃えただけだった。しかし、森林官は、140バルが燃え、120本の木がだめになったと報告した。チョワイ (Chowai) 近では3パッタの土地が燃え、3本の木が焦げ、40ルピーの罰金が科せられた。他に、住民が土地税を払っている耕地の中の1パッタが焼け、10~12本のアオマツとヒマラヤトウヒが焦げた。住民には30ルピーの罰金が科された。また、草地が

---

8) 牛の放牧ができないので、飼料を買い求めに行ったと思われる。

9) セラージの約50キロメートル西方の、藩王国の首都。

10) Alex Anderson。Kulu地方の森林査定を行った、森林査定官 [吉住2008: 49]。

燃えただけなのに、60ルピーの罰金が科せられた。これについては、私は、森林官がどのような報告書を書いたのか知らない。

第10——ラゴプール村で、今年、2つの森林が閉鎖された。これらの森林には、アンダーソンは12の村の80家族に用益権を認めた。私は、それが行われたときに、村にいた。今では、これらの家族は、これらの森林からものを持ち出すことを禁じられている。彼らは、必要なものを得るための他の場所がないので、大きな困難に直面しており、ここから出ていくつもりだと言った。

ナラインガル村でも同様に、今年森林が閉鎖され、多くの家族が、薪や草を得る場所がない。チョワイで、人々がアンダーソンに、これらの森林が閉鎖されたら、自分たちはどうすればいいのかと言った時、彼は「Kia jane kiska Raj hoga; jab hoga band, tab dekha jaega」と言った。

第11——ヒムリ（Himri）村では、火災で、田園地帯の広い範囲が燃え、私の見たところでは、主にサトレジ（Satrej）河沿いの草地のみが焼けた。何本かのシシャム [*Dalbergia Sissoo*] の木が焼けたが、だめになったわけではない。ある村の助役（Iambardar）が言うには、多くのものが、15～20ルピーを負担し、罰金は計1,000ルピー以上であった。全ての人に、1.8ルピー以上の罰金が科され、羊、山羊、牛を1頭も持たない、最も貧しい寡婦さえも罰金を科された。政府林や閉鎖林には全く被害がなく、燃えたのは単に、住民が利用する権利を持っている草地だけなのである。

第12——シリガル（Sirigarh）村の橋の上方での火災で、森林官は300～400のアオマツ、サンヨウマツ [*Pinus roxburghii (long ifolia)*], ヒマラヤスギがだめになったと報告した。私は個人的によく知っているが、そこには、ヒマラヤスギは一本もなく、一か所にわずかばかりのアオマツがあるだけである。村長の話では、この村の住民に科せられた罰金は、600ルピーないしはそれ以上だという。

第13——シリガル村にある、サトレジ川にかけられたルーリー（Luri）橋の上流の数マイルにわたる広大な南斜面の草地に、先月、マツが播

種され、全域が羊、山羊、牛の放牧に対して閉鎖された。

私は、南や南東の斜面を「木の更新地に」利用するのは間違いだと思う。というのは、高度7、8千〔フィート〕以下の土地には木は育たない。あなたもお分かりの通り、高所でなければ、全ての森は、雨の多い北斜面にある<sup>11)</sup>。こんな草地に木が育つのなら、なぜ3千年もの間そうならなかったのか。北斜面がある草地なら、牛、羊、山羊が放牧されているにもかかわらず、森林に覆われている。北斜面ならマニカラン (Manikaran) の住民が、毎年2回、3万頭以上の羊や山羊を連れて通過するのに、サンヨウマツの森林に覆われ、毎年更新が進行している。これは、アニのすぐ上から2マイルほど上流にかけてのことである。

第14——ここ、数年の間に、私の聞いた不満の中で最も大きいものの一つは、家の建築や補修用に30～50本の木材が必要でそれを申請した時、3～6本しか供与されず、それではなにもできないことである。ある男は50本のアオマツを申請して、2本のアオマツ、2本のサンヨウマツ、2本のヒマラヤトウヒが与えられた。6～10フィートの壁があるだけで、何年も放置されている家を沢山見るが、なぜ家を完成させないのか尋ねると、木材が手に入らないという。われわれは、1年前、2年前、3年前に問い合わせたが、今のところ、〔木が〕得られることになったのかどうか聞いていない [という]。また私は、申請から供与まで非常に時間がかかったため、古い家が、修理できなくなるほどまで崩れた例をいくつか知っている。

第15——草地の野焼きを行ないたいと思う者に対しては、全員が署名した上で、その趣旨の申請書を提出することが認められている。しかし、多くの人々は、その火が制御不能になるのを恐れて、申請を出そうとはしない。しかし、それでもその申請が行われた時には、私の知るかぎりでは、森林官による抑圧を受ける。その一つの例では、われわれの〔住む〕プラチ (Plach) の人たちが、われわれが所有するいくつかの古い草地を焼きたいと考えた。私は、彼らに許可を与え、あるインド人キリスト教徒が、私に代わって申請書に

---

11) 筆者の調査でも、セラージ地方の低地の南斜面には森林はほとんどない。



署名した。私が、そうするように頼んだからだ。今年、私が帰って来てみると、野焼きは行われていなかった。私は、なぜ許可が与えられなかったのかと森林官に尋ねた。彼は言った。「かれらが申請書を出した時は、野焼きする〔許可を与える〕時期を過ぎていたのです」。しかし、多くの人が証言しているように、事実はそうではなかった。ある男が、ちょうど今述べたところによると、「森林官のところに申請書をもって行くと、彼は、それを時期が過ぎるまで放っておき、後になって、『時期が過ぎている』と言ったのです」という。

第16——自分の土地にあって、作物の耕作地を邪魔しているヒマラヤスギの木を、なぜ、所有者自身が、申請書という形式を踏まないで伐採してはいけないのか<sup>12)</sup>、その理由が私には分からない。それらのヒマラヤスギは、所有者の財産と考えられる。しかるに、多くの場合、所有者はそれらの木を伐採する権利を認められない、なぜだか私には分からない。

第17——また、このような不平もある。人々は、1～4日かけて、自分の服を燃やし、身を焦がしながら〔山火事の〕火を消したのに、森林官の報告書にはそれらの行為は全く触れられておらず、しかも、われわれは、何の手助けもしなかった者たちと同じ罰金を科されたと。ヒムリ村では、大きな森林火災を鎮火するのに、人々は3日かかった（私は実際に見た）が、放火した者たちは罰せられず、それ以外の全ての者が罰せられた。なぜこうなのか、私には分からない。

ブンガ (Boonga) 村は、その全域にわたって草地以外には何もない村だが、

---

12) この規制は、1878年森林法の第75節の「時に応じて、地方政府は、規則を作ることができる— (中略) (c)個人の土地に、あるいは個人の占有地に生育するが、政府の所有物である木や木材を、保全したり、繁殖させたり、処分したりするための (後略)」という規定に基づいている。1894年の「私有地にある政府木規則 (Rules of the Preservation of Trees Declared in the Revenue Settlement Records to Belong to Government, but Growing on Lands Belonging to Private Persons under Section 75(c) of Act VII of 1878)」では、その1項で、最後の地稅再評価で耕地として登記された土地のヒマラヤスギは、土地所有者の自由な処分ができないことを規定している [吉住2007: 143-44]。

今年、大規模な火災が発生した。全ての住民が、3ないし4日間危険を犯して消火したにもかかわらず、彼らは、消火の支援をしたことに触れられることさえなく、莫大な罰金を科せられた。私が、「こんな罰を受けるのに、なぜ消火活動をしよとすのだ」と聞くと、「オー！、そうすると、誰も消火のために出勤しなかったと報告されて、われわれ全員が最も厳しく処罰され、われわれの村長が追放されてしまう」と言う。

第18——鍛冶屋や他の者が、ある種の木の太枝を刈って、森林の外で炭を作ることは、アンダーソンによって認められている。しかし、それでさえ林務官は拒否している。私は、多くの者からそのことを聞いている。もしそうなら、慣習で、鍛冶作業用に軟らかい炭を造ってきたことを考えると、大変過酷な処置である。困難が増大しており、村の助役は、「俺はもはや森の木からは一切炭を作れない。それで、ローティ<sup>13)</sup>を焼いたかまどから毎日少しづつ炭を蓄え、ある程度たまったら鍛冶屋に持っていきようやく仕事をしてもらうのだ。」と言っている。

第19——人々は、われわれは周囲の藩王国の住民の笑いの種になっている、彼らは、われわれの惨めさをからかっている、と言っている。

第20——クーラーの北部では、これらの件に関しては、それほど困難はない<sup>14)</sup>。彼らは、良い品種と、広大な水田によって救われている。セラージの人々は、飢餓を避けるために、穀物を求めて西クーラーへ行かねばならない。今年も、数百人がそうしている。

第21——住民が準備している書面の10番目の事項について、注意を喚起しておきたい。私はその事に詳しいわけではないが、極めて悪いことに思

---

13) ふくらし粉を使わないで焼くパン

14) クーラー地方の中心は、ピアーズ川の本流の比較的広い谷の地域で、灌漑水田が広がっている。セラージ地区は、その南東部にあり、ピアーズ川の支流の狭い谷に沿った山地斜面が多い地域である。

える。人々は、各家庭ごとに、相当量の穀物を、ある段階で、バナヤに無料で与えねばならず、彼はそれをその段階で売っているのである。なぜそのようなことになっているのか、私は知らないが、ご覧の通り、彼らはそうすることに反対している。私が思うに、数年前に、ある目的のために、住民との間に、この取り決めが行われた。しかし、現在ではそのような条件はもはや存在しないし、バナヤさえ、自分で穀物を買ひ、自分で値段を付けたいと思っているし、地元役人や他の人たちに、自分が支払った額より低い額で売るように、すなわち損をするように義務付けられることを望んではいない。私は、かれらが書いたものを、取り戻すことを認めた。それらは、私が知らないうちに、助言を受けることなく行われたからである。それは、穏やかに書かれており、読んでもらうために、お金が支払われたのであろうと思う。

私が書いたことは、あくまで、私の観察に基づいたものである。もっと入念な調査によって、変更が必要なものがあるかもしれないが、実は、私が書かねばならなかったにもかかわらず、時間がなかったり、必要性が低くて書かなかったことが沢山ある。もし、明日以降も、私がここに滞在しているなら、数分でいいのでお会いしたい。

追伸——誤りが有ったらお許しください。私の言い訳はただ一つ、私がこれを書くのに急いでいたことと、見直すことができなかったことです。住民が書いたものの中には、私が助言したことは何もありません。私が要望したのは、私が提供した紙に複写することだけです。

## 引用文献一覧

- anonymous, 1916, *The Punjab Forest Manual Vol. 1*, Government of Punjab, Lahore
- 吉住知文, 2001, 「森林保全か放牧権か—植民地期の西ヒマラヤの牧畜をめぐる—」, 篠田隆・中里亜夫(編)『南アジアの家畜と環境変動』, 東京大学東洋文化研究所
- 吉住知文, 2007, 「パンジャープ政府森林委員会報告書1938の検討」『駿河台経済論集16巻2号』
- 吉住知文, 2008, 「森林局対税務局—植民地期インドの森林政策をめぐる—」『駿河台経済論集17巻2号』